

○加東市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱

平成19年3月8日
告示第17号

(趣旨)

第1条 [この告示](#)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく指定共同生活援助事業所(以下「グループホーム」という。)の利用者の家賃相当額の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示32・平26告示39・一部改正)

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、法第19条第1項の規定により本市が支給決定した者のうち、本市の共同生活援助の支給決定を受け、かつ、グループホームに現に入居している者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第4号に該当するもの(当該支給決定を受けた者及び当該支給決定を受けた者との世帯に属する者が、指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)である場合における当該支給決定を受けた者を除く。以下「対象者」という。)とする。

(平25告示32・平25告示87・平26告示39・一部改正)

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、1箇月を単位として決定するものとし、対象者が支払う1箇月の家賃相当額から1万円を控除した額の2分の1の額とする。ただし、上限を1箇月当たり1万5,000円とする。

2 月途中の入退居等により1箇月の家賃相当額を現に支払わないときは、実際に支払った額から1万円を控除した額の2分の1の額を助成する。

3 [前2項](#)の額に1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

4 [第1項](#)及び[第2項](#)の家賃相当額には、光熱水費、共益費、食材料費、敷金、礼金等の費用は含まない。

(平23告示74・一部改正)

(助成の対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、対象者が[次条](#)に定める申請を行った日の属する月からグループホームを退居した日(以下「退居日」という。)の属する月までの期間とする。ただし、対象者がグループホームに入居した日(以下「入居日」という。)までに申請を行った場合、又は入居日から30日以内に申請を行った場合は、入居日が属する月から退居日の属する月までの期間とする。

(平26告示39・一部改正)

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、グループホーム家賃助成申請書([様式第1号](#))に、当該申請に必要な書類を添えて申請しなければならない。

(平26告示39・一部改正)

(助成の決定)

第6条 市長は、[前条](#)の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成の可否について決定し、グループホーム家賃助成承認・不承認決定通知書([様式第2号](#))により、申請者に助成の可否、助成額その他必要な事項を通知するものとする。

(平26告示39・一部改正)

(助成金の請求)

第7条 [前条](#)により助成の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書([様式第3号](#))に家賃相当額を支払ったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用者が家賃相当額を支払った月の翌月10日までに請求がなされた分について、翌々月末日までに助成金を支払うものとする。

3 [前項](#)の規定にかかわらず、利用者は6月、9月、12月、3月の4期に、それぞれの前月までの分

を請求することができる。

(平26告示39・一部改正)

(助成金の代理受領)

第8条 グループホームを運営する法人(以下「事業者」という。)は、利用者からの委任を得ることにより、利用者に代わって助成金を代理受領することができる。

- 2 [前項](#)において委任を受けた事業者は、助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状([様式第4号](#))に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 [前条第2項](#)及び[第3項](#)の規定は、[前項](#)の請求に係る支払いについて準用する。
- 4 [前項](#)の規定による支払があったときは、利用者に対し助成金の支給があったものとみなす。
- 5 事業者は、代理受領により市長から助成金の支給を受けたときは、利用者に対し、助成金の額を通知しなければならない。

(平26告示39・一部改正)

(変更の届出)

第9条 利用者は、申請事項に変更が生じたときは、グループホーム家賃助成申請内容変更届出書([様式第5号](#))により、速やかに市長に届けなければならない。

- 2 市長は、[前項](#)による届出において、[第6条](#)により決定した助成額に変更があったときは、グループホーム家賃助成助成額変更決定通知書([様式第6号](#))により対象者に通知するものとする。

(平26告示39・一部改正)

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 助成金を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(調査)

第11条 市長は、助成金の支給について必要があるときは、利用者(過去に助成の決定を受けていた者を含む。)、利用者の家族、グループホームに対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、検査することができる。

(平26告示39・一部改正)

(助成金の返還)

第12条 市長は、利用者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第6条](#)の決定を取り消し、グループホーム家賃助成助成決定取消通知書([様式第7号](#))により利用者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成の決定事由が消滅したとき。
- 2 市長は、[前項](#)の決定の取り消しをしたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(平26告示39・一部改正)

(その他)

第13条 [この告示](#)に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 [この告示](#)は、平成19年4月1日から施行する。

(助成の対象期間の特例)

- 2 [第4条](#)の規定に関わらず、利用者が支払った家賃相当額のうち、平成19年3月31日までの入居に係るものは助成の対象としない。

附 則(平成23年10月17日告示第74号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の加東市グループホーム等利用者家賃負担軽減事業実施要綱の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日告示第32号)抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月21日告示第39号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の加東市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月28日告示第125号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

(平23告示74・平26告示39・平27告示125・一部改正)

グループホーム運営助成申請書

年 月 日

(申請者)住所

氏名



グループホームの家賃助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請者の状況	氏名	フリガナ										生年月日		年 月 日				
	居住地	〒 (電話番号)										個人番号						
	障害福祉サービス受給者証記載事項 (受給者証から転記)	受給者証番号																
		サービス種別	☐ 共同生活援助(グループホーム)															
		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで															
	利用者負担上限月額	円		特定障害者特別給付費 (共同生活援助)										月額 円				
入居しているグループホームの状況	法人名																	
	事業所名	※実際に入居している住居の名称と事業所名とが異なる場合は、下の ()内に住居の名称を記入してください。 (住居名:)																
	住所	〒 電話番号																
	入居年月日	年 月 日																
	家賃	月額 円																
申請書提出者		☐ 申請者本人(以下記入不要)										☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)						
提出者の氏名		フリガナ										申請者との関係						
住所		〒 電話番号																

※以下の書類を添付してください。

- ① 障害福祉サービス受給者証の写し
② 事業者との利用契約書の写し等(家賃が明記されているもの)

(平23告示74・平26告示39・一部改正)

様式第2号(第6条関係)

グループホーム家賃助成 承認・不承認 決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

加東市長



年 月 日に申請のありましたグループホームの家賃助成については、下記のとおり決定しましたので通知します。

障害福祉サービス受給者証番号											申請者氏名	
助成の可否	☐ 助成する ☐ 助成しない											
助成額	月額 円 (家賃額 月額 円) なお、実際に支払った家賃の額が上記の家賃額と異なる場合は、実際に支払った額から10,000円を控除した額の2分の1とする(1円未満切り捨て)。											
助成対象期間	年 月分の家賃から グループホームを退居する日が属する月分の家賃まで											
不承認の理由												

[様式第3号\(第7条関係\)](#)

(平23告示74・平26告示39・一部改正)

様式第3号(第7条関係)

(本人請求用)

グループホーム家賃助成金請求書

年 月 日

加東市長 様

年 月 日付けで助成の承認のありましたグループホーム家賃助成金について、下記のとおり、関係書類を添えて請求します。

請 求 内 容		加東市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱に基づく家賃助成金			
請 求 月 数		年 月分から 年 月分まで(計 箇月分)			
請 求 内 訳	対 象 月	実際に支払った家賃額	(①-10,000円)×1/2 (円未満切捨) ②	助成上限額 ③	助成額(②と③のいずれか低い方の額) ④
	年 月分家賃	円	円	15,000円	円
	年 月分家賃	円	円	15,000円	円
	年 月分家賃	円	円	15,000円	円
	請 求 額 ⑤ (④欄の合計額)				円

【参考】

助 成 決 定 額 (申請時に決定を受けた助成金の額)	左記の「助成決定額」と「実際に支払った家賃額①」とが異なる場合は以下にその理由を記載してください。
月額 円	(例) ○年○月分は、入居月のため家賃が日割り計算となった 等

請求者	住 所	〒 電話番号									
	氏 名	フリガナ ㊟									
	障 害 福 祉 サービス受 給者証番号										
	振 込 口 座	金 融 機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協				金 融 機 関 コ ー ド				
		店 舗 名	本店 支店 支所 出張所				店 舗 コ ー ド				
		種 目	1 普 通		2 当 座		3 その他				
		口 座 番 号									
		フリガナ									
	口 座 名 義 人										

(注) この請求書に、「実際に支払った家賃額①」が確認できる領収書の写しを添えて提出してください。

様式第4号(第8条関係)

(平23告示74・平26告示39・一部改正)

様式第4号(第8条関係)

(受領委任払用)

グループホーム家賃助成金請求書兼代理受領委任状

年 月 日

加東市長 様

年 月 日に決定を受けた家賃助成金を請求します。

なお、その受領の権限を下記の業者に委任します。

請求者 住所

(委任者) 氏名 ㊦

請 求 内 容		加東市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱に基づく家賃助成金			
対 象 者 氏 名		フリガナ	障 害 福 祉 サービ ス受給 者証番 号		
請 求 月 数		年 月分から 年 月分まで(計 箇月分)			
請 求 内 訳	対 象 月	実際に支払った家賃額 ①	(①-10,000円) ×1/2 (円未満切捨) ②	助成上限額 ③	助成額(②と③のい ずれか低い方の額) ④
	年 月分家賃	円	円	15,000円	円
	年 月分家賃	円	円	15,000円	円
	年 月分家賃	円	円	15,000円	円
(注) 「実際に支払った家賃額①」欄には本来の家賃額(助成額を差し引きする前の額)を記載してください。また、月途中の入退居により家賃額が月額家賃額と異なる場合は、日割り計算後の家賃額を記載してください。				請 求 額 ⑤ (④欄の合計額)	円

【参考】

助 成 決 定 額 (申請時に決定を受けた助成金の額)	左記の「助成決定額」と「実際に支払った家賃額①」とが異なる場合は以下にその理由を記載してください。
月額 円	(例) ○年○月分は、入居月のため家賃が日割り計算となった 等

上記の受領の権限を受任しました。なお、支払いについては、下記の口座に振り込んでください。

請求者	住 所	〒					
	事 業 者 名	電話番号					
		㊦					
	振 込 口 座	金 融 機関名	銀行 信用組合	信用金庫 農協	金融機関 コード		
		店舗名	本店 支所	支店 出張所	店 舗 コード		
		種 目	1 普 通		2 当 座		3 その他
		口 座 番 号					
フリガナ							
口座名義人							

(注) この請求書に、「実際に支払った家賃額①」が確認できる領収書の写しを添えて提出してください。

様式第5号(第9条関係)

(平26告示39・平27告示125・一部改正)

様式第5号(第9条関係)

グループホーム家賃助成 申請内容変更届出書

年 月 日

加東市長 様

(届出者)住所

氏名



グループホーム家賃助成について、申請事項に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

障害福祉サービス 受給者証番号																					氏名	フリガナ																	
																					個人 番号																		

1 家賃の変更

家 賃	変 更 前		変 更 後	
	月額	円	月額	円
変更年月日	年	月	日	

2 入居するグループホームの変更

	変	更	前	変	更	後
法 人 名						
事 業 所 名	(住居名：)			(住居名：)		
住 所	〒 電話番号			〒 電話番号		
変更年月日	年 月 日					

届出書提出者	☐ 受給者本人(以下記入不要)		☐ 受給者本人以外(下の欄に記入)	
提出者の氏名	フリガナ	申請者との関係		
住 所	〒 電話番号			

※変更があったことが分かる書類(事業者との利用契約書の写し等)を添付してください。

[様式第6号\(第9条関係\)](#)

(平23告示74・平26告示39・一部改正)

様式第6号(第9条関係)

グループホーム家賃助成 助成額変更決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

加東市長



年 月 日に届出のあった家賃額の変更について、下記のとおり助成額を変更して決定することとしましたので通知します。

記

障害福祉サービス受給者証番号											氏 名	
変更適用月	年 月分の家賃より適用											
助 成 額	変更前	月額 円										
	変更後	月額 円 (家賃額 月額 円) なお、実際に支払った家賃の額が変更後の家賃額と異なる場合は、実際に支払った家賃額から10,000円を控除した額の2分の1とする(ただし、上限15,000円)。										

様式第7号(第12条関係)

(平23告示74・平26告示39・一部改正)

様式第7号(第12条関係)

グループホーム家賃助成 助成決定取消通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

加東市長



年 月 日付けで決定しましたグループホームの家賃助成については、下記のとおり助成決定を取り消しましたので通知します。

記

障害福祉サービス受給者証番号											氏 名	
助成の終了月	年 月分の家賃まで											
取 消 理 由												